血管内視鏡 基本要件適合性チェックリスト 非滅菌、滅菌済み共通

第一章 一般的要求事項

基本要件	当該機器への 適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 医療機器(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。 以下同じ。)は、当該医療機器の意図された 使用条件及び用途に従い、また、必びに教育 及び訓練を受けた意図された使用者によいて、 適正に使用された場合において、患者 で適正に使用された場合においよう、 を 者及び第三者(医療機器の使用にあたる 第三者の安全や健康に影響を及ぼす場にの 限る。)の安全や健康を害すことがないの 度が、その使用によって患者の得られる 用性に比して許容できる範囲内にあり、 水準の健康及び安全の確保が可能なように 設計及び製造されていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成 16 年厚生労働省 令第 169 号) JIS T 14971:「医療機器ー リスクマネジメントの医 療機器への適用」
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造に欠いするで製造販売業者等」という。) は、新の技術はないの安全性を減が要な性を減が要な性を減が要ない。合業者等にない。合業者等にない。合業者等にない。合業者等にない。合業者等にない。合業者等にない。の各のではない。のののののではないのののののではないののののののではないのののののののののののの		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器― リスクマネジメントの医 療機器への適用」

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図 する性能を発揮できなければならず、医 療機器としての機能を発揮できるよう設 計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成16年厚生労働省 令第169号)
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成16年厚生労働省 令第169号) JIS T 14971:「医療機器ー リスクマネジメントの医 療機器への適用」
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示 及び情報に従った条件の下で輸送及び保 管され、かつ意図された使用方法で使用 された場合において、その特性及び性能 が低下しないよう設計、製造及び包装さ れていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成16年厚生労働省 令第169号) JIS T 14971:「医療機器ー リスクマネジメントの医 療機器への適用」
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	リスク分析を行い、便益性を検証する。 便益性を検証するために、認知された基準に適合していることを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」接続可能な内視鏡用光源・プロセッサ装置(製造販売業者の指定する複数をでは、それでは、ときの性能で規定する。 血管内視鏡技術基準 4.2 挿入部最大径 4.3 チャンネル最小径 4.4 視野角 4.5 視野方向 4.6 画質

第二章 設計及び製造要求事項

第二年 取引及U 表担安小事俱 (医房機型のル学的機構等)			
(医療機器の化学的特性等)		1	
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、 使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。 一 毒性及び可燃性	適用	認知された規格・基準の 該当する項目に適合する ことを示す。	可燃性に関して、 JIS T 0601-1:1999「医用 電気機器 第1部:安全に 関する一般的要求事項」 43 火事の防止
			毒性について 血管内視鏡技術基準 4.13 生物学的安全性
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及 び検体との間の適合性	適用	認知された基準の該当す る項目に適合することを 示す。	JIS T 0993-1:「医療機器の生物学的評価一第1部 評価及び試験」
			血管内視鏡技術基準 4.12 腐食抵抗性
三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された規格に従って リスク管理が計画・実施 されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器- リスクマネジメントの医 療機器への適用」
		認知された基準の該当する項目に適合することを 示す。	血管内視鏡技術基準 4.8 安全性 4.9 わん曲部の安全性 4.10 挿入部の強度 4.11 柔軟性 1) 先端側硬性部長 2) 挿入部柔軟性
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該 医療機器の輸送、保管及び使用に携わる 者及び患者に対して汚染物質及び残留物 質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼ す危険性を最小限に抑えるように設計、 製造及び包装されていなければならず、 また、汚染物質等に接触する生体組織、 接触時間及び接触頻度について注意が払 われていなければならない。		認知された規格に従って リスク管理が計画・実施 されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器 – リスクマネジメントの医 療機器への適用」

3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該 医療機器と同時に使用される各種材料、 物質又はガスと安全に併用できるよう設 計及び製造されていなければならず、ま た、医療機器の用途が医薬品の投与であ る場合、当該医療機器は、当該医薬品の 承認内容及び関連する基準に照らして適 切な投与が可能であり、その用途に沿っ て当該医療機器の性能が維持されるよ う、設計及び製造されていなければなら	適用 不適用	認知された規格に従って リスク管理が計画・実施 されていることを示す。 医薬品の投与を意図した 機器ではない。	JIS T 14971: 「医療機器 ― リスクマネジメントの医 療機器への適用」
ない。 4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品を含有する機器ではない。	
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は 漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に 実行可能な限り、適切に低減するよう設 計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格に従って リスク管理が計画・実施 されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器ー リスクマネジメントの医 療機器への適用」
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、 当該医療機器自体及びその目的とする使 用環境に照らして、偶発的にある種の物 質がその医療機器へ侵入する危険性又は その医療機器から浸出することにより発 生する危険性を、適切に低減できるよう 設計及び製造されていなければならな い。		認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:1999「医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項」16 外装及び保護カバー52 異常作動及び故障状態 JIS T 0601-2-18:2005「医用電気機器 第 2-18 部:内視鏡機器の安全性に関する個別要求事項」44 あふれ、こぼれ、漏れ、湿気、液体の浸入、清掃、消毒、滅菌及び適合性
		認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器 - リスクマネジメントの医療機器への適用」
<u> </u>			

(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されていなければならない。			
一 取扱いを容易にすること。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成16年厚生労働省 令第169号)
二 必要に応じ、使用中の医療機器から の微生物漏出又は曝露を、合理的に実 行可能な限り、適切に軽減すること。	不適用	微生物を封入した機器で はない。	
三 必要に応じ、患者、使用者及び第三 者による医療機器又は検体への微生物 汚染を防止すること。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成16年厚生労働省 令第169号)
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	不適用	生物由来の原料又は材料 を組み入れた機器ではな い。	
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の 組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組 組織等」という。)は、当該非ヒト由来組 織等の使用目的に応じて獣医学的には 及び監視された動物から採取されたけい ばならない。製造販売業者等は、非ヒト 由来組織等を採取した動物の原産地に する情報を保持し、非ヒト由来組織等を保持し、 少理、保存、試験及び取扱いにおい ののの感染性病原体対策のため、ウィス当該 の他の感染性病原体対策のため、当該 療機器の製造工程においてそれらの 療機器の製造工程においてそれらの 療機器の製造工程においてそれらの なった。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という		非ヒト由来の原料又は材料を組み入れた機器ではない。	

4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由来の原料又は材料 を組み入れた機器ではない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にある機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使 用が不可能である包装がなされるよう設 計及び製造されなければならない。当該 医療機器の包装は適切な手順に従って、 包装の破損又は開封がなされない限り、 販売された時点で無菌であり、製造販売 業者によって指示された輸送及び保管条 件の下で無菌状態が維持され、かつ、再 使用が不可能であるようにされてなけれ ばならない。	適用(該当する場合)	要求項目を包含する認知 された基準に適合するこ とを示す。 (該当しない場合) 滅菌状態で出荷される機 器ではない。	血管内視鏡技術基準 4.17 無菌性の保証
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていなければならない。	適用(該当する場合)	要求項目を包含する認知 された基準に適合することを示す。 (該当しない場合) 滅菌又は特別な生物学状態にある機器ではない。	1
8 滅菌を施さなければならない医療機器 は、適切に管理された状態で製造されな ければならない。	適用(該当する場合)	要求項目を包含する認知 された基準に適合することを示す。 (該当しない場合) 滅菌を施さなければならない機器ではない。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成16年厚生労働省 令第169号)

9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器 の品質を落とさないよう所定の清浄度を 維持するものでなければならない。使用 前に滅菌を施さなければならない医療機 器の包装は、微生物汚染の危険性を最小 限に抑え得るようなものでなければなら ない。 この場合の包装は、滅菌方法を考 慮した適切なものでなければならない。	する場合)	要求項目を包含する認知 された基準に適合することを示す。 (該当しない場合) 使用前に滅菌を施さなければならない機器ではない。	医療機器及び体外診断用 医薬品の製造管理及び品 質管理の基準に関する省 令(平成 16 年厚生労働省 令第 169 号)
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌 の両方の状態で販売される場合、両者は、 包装及びラベルによってそれぞれが区別 できるようにしなければならない。	適用(該当する場合)	要求項目を包含する認知 された基準に適合するこ とを示す。 (該当しない場合) 滅菌及び非滅菌の両方の 状態で販売される機器で はない。	血管内視鏡技術基準 6. 添付文書
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	適用	認知された規格の該当する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1-1:「医用電 気機器 第1部:安全に関 する一般的要求事項 第 1節:副通則 医用電気シ ステムの安全要求事項」
第9条 医療機器については、次の各号に掲 げる危険性が、合理的かつ適切に除去又 は低減されるように設計及び製造されな ければならない			
物理的特性に関連した傷害の危険性	適用	認知された基準の該当する項目に適合することを 示す。	血管内視鏡技術基準 4.1 表面及びエッジ
二 合理的に予測可能な外界からの影響 又は環境条件に関連する危険性	適用(該当する場合)	認知された規格の該当する項目に適合することを示す。 (該当しない場合)合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件の影響を受ける機器でなない。	
	適用	認知された規格の該当す る項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1:1999「医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項」 10 環境条件

性位	通常の状態で使用中に接触する可能 のある原材料、物質及びガスとの同 使用に関連する危険性	適用	認知された基準の該当す る項目に適合することを 示す。	血管内視鏡技術基準 6. 添付文書
性	物質が偶然医療機器に侵入する危険	適用	認知された規格の該当する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-2-18:2005「医 用電気機器 第 2-18 部: 内視鏡機器の安全性に関 する個別要求事項」 44 あふれ、こぼれ、漏れ、 湿気、液体の浸入、清掃、 消毒、滅菌及び適合性
五	倹体を誤認する危険性	不適用	検体を取り扱う機器では ない。	
る	研究又は治療のために通常使用され 他の医療機器又は体外診断用医薬品 相互干渉する危険性	適用	認知された規格に従って リスク管理が計画・実施 されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器― リスクマネジメントの医 療機器への適用」
材制	保守又は較正が不可能な場合、使用 料が劣化する場合又は測定若しくは 御の機構の精度が低下する場合など 発生する危険性	適用	認知された規格に従って リスク管理が計画・実施 されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器- リスクマネジメントの医 療機器への適用」
状態 最小 な 爆器	療機器は、通常の使用及び単一の故障 において、火災又は爆発の危険性を 限度に抑えるよう設計及び製造され なければならない。可燃性物質又は 誘因物質に接触して使用される医療 については、細心の注意を払って設 び製造しなければならない。	適用	認知された規格の該当 する項目に適合するこ とを示す。	JIS T 0601-1:1999「医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項」 43 火事の防止
理を	療機器は、すべての廃棄物の安全な処容易にできるように設計及び製造さいなければならない。	不適用	通常の医療産業廃棄物と して処理できる機器であ る。	
(測定ス	マは診断機能に対する配慮)			
の不 す可 用 び な れ て は 、 れ れ	条 測定機能を有する医療機器は、そ 正確性が患者に重大な悪影響を及ぼ 能性がある場合、当該医療機器の使 的に照らし、十分な正確性、精度及 定性を有するよう、設計及び製造さ いなければならない。正確性の限界 製造販売業者等によって示されなけ ばならない。		測定機能を有する機器ではない。	
じいてらけれ、	下断用医療機器は、その使用目的に応適切な科学的及び技術的方法に基づ、十分な正確性、精度及び安定性を いれるように設計及び製造されていないばならない。設計にあたっては、感 特異性、正確性、反復性、再現性及 活知の干渉要因の管理並びに検出限界 が切な注意を払わなければならない。		診断支援機能を有する機器ではない。	

3 診断用医療機器の性能が較正器又は標	不適用	診断支援機能を有する	
準物質の使用に依存している場合、これ		機器ではない。	
らの較正器又は標準物質に割り当てられ		100 00 1 0	
ている値の遡及性は、品質管理システム			
を通して保証されなければならない。			
	-x- >-b- (III	게 그 그 LEVING - HEATHWAR	
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装	不適用	測定又は診断支援機能を	
置の目盛りは、当該医療機器の使用目的		有する機器ではない。	
に応じ、人間工学的な観点から設計され			
なければならない。			
Y			
5 数値で表現された値については、可能な	不適用	測定又は診断支援機能を	
限り標準化された一般的な単位を使用		有する機器ではない。	
		H / S MARIN C 18-84 6	
し、医療機器の使用者に理解されるもの			
でなければならない。			
(ナル自・4分) アーキュート フロナ (4の)			
(放射線に対する防御)			
第11条 医療機器は、その使用目的に沿っ	適用	認知された規格に従って	JIS T 14971:「医療機器-
7,1	XE2 / 13	リスク管理が計画・実施	リスクマネジメントの医
て、治療及び診断のために適正な水準の			
放射線の照射を妨げることなく、患者、		されていることを示す。	療機器への適用」
使用者及び第三者への放射線被曝が合理			·
的、かつ適切に低減するよう設計、製造			
及び包装されていなければならない。			
2 医療機器の放射線出力について、医療上	不適用	通常使用で障害発生の恐	
その有用性が放射線の照射に伴う危険性		れ又は潜在的な危険を生	/
を上回ると判断される特定の医療目的の		じるレベルの可視又は不	
		"	
ために、障害発生の恐れ又は潜在的な危		可視の放射線を照射する	/ /
害が生じる水準の可視又は不可視の放射		機器ではない。	
線が照射されるよう設計されている場合			
においては、線量が使用者によって制御			
できるように設計されていなければなら			
ない。当該医療機器は、関連する可変パ			/
ラメータの許容される公差内で再現性が			
保証されるよう設計及び製造されていな			
ければならない。			
	不淬甲	潜在的な危険を生じる	
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れの	不適用	,	
ある可視又は不可視の放射線を照射する		レベルの可視又は不可	
ものである場合においては、必要に応じ		視の放射線を照射する	
照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的		機器ではない。	
		1074 BH 2 107 05 10	
警報を具備していなければならない。	1		
many shallfull the state of the	\ *	37 kg & 10 k 10 ld 1 - // -	TIO T 14071. FET # 14600
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は	. 適用	認知された規格に従って	1 -
散乱線による患者、使用者及び第三者へ		リスク管理が計画・実施	リスクマネジメントの医
の被曝を可能な限り軽減するよう設計及		されていることを示す。	療機器への適用」
び製造されていなければならない。	1		<u> </u>
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明	適用	認知された規格に従って	JIS T 14971:「医療機器-
書には、照射する放射線の性質、患者及		リスク管理が計画・実施	リスクマネジメントの医
		されていることを示す。	療機器への適用」
び使用者に対する防護手段、誤使用の防		されていることを示す。	75代党部1~7月週7日」
止法並びに据付中の固有の危険性の排除			
方法について、詳細な情報が記載されて			
いなければならない。			
1 リングにもしましたにとうだだがり	1	1	i e

6 電離放射線を照射する医療機器は、必要	不適用	電離放射線を照射する機	
に応じ、その使用目的に照らして、照射		器ではない。	
する放射線の線量、幾何学的及びエネル			
ギー分布(又は線質)を変更及び制御で			
きるよう、設計及び製造されなければな			
らない。		~ dett. 1.1 de 1.6 de 2. 1377 de 1.2 en 1.116.	
7 電離放射線を照射する診断用医療機器	不適用	電離放射線を照射する機	
は、患者及び使用者の電離放射線の被曝		器ではない。	
を最小限に抑え、所定の診断目的を達成			
するため、適切な画像又は出力信号の質			
を高めるよう設計及び製造されていなけ	İ		
ればならない。			
8 電離放射線を照射する治療用医療機器	不適用	電離放射線を照射する	
は、照射すべき線量、ビームの種類及び		機器ではない。	
エネルギー並びに必要に応じ、放射線ビ			
ームのエネルギー分布を確実にモニタリ			
ングし、かつ制御できるよう設計及び製			
造されていなければならない。			
(能動型医療機器に対する配慮)	-		
第12条 電子プログラムシステムを内蔵	不適用	電子プログラムを内蔵し	
した医療機器は、ソフトウェアを含めて、		た機器ではない。	
その使用目的に照らし、これらのシステ			
ムの再現性、信頼性及び性能が確保され			
るよう設計されていなければならない。			
また、システムに一つでも故障が発生し			
た場合、実行可能な限り、当該故障から			
派生する危険性を適切に除去又は軽減で			
きるよう、適切な手段が講じられていな			
ければならない。			
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患	不適用	電源状態が患者の安全	
者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力		に直接影響を及ぼす機	
供給状況を判別する手段が講じられてい		器ではない。	
なければならない。			
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全	不適用	電源状態が患者の安全	
に直接影響を及ぼす場合、停電による電		に直接影響を及ぼす機	
力供給不能を知らせる警報システムが内		器ではない。	
蔵されていなければならない。			
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモ	不適用	臨床パラメータをモニ	
ニタに表示する医療機器は、患者が死亡		タする機器ではない。	
又は重篤な健康障害につながる状態に陥			
った場合、それを使用者に知らせる適切		¥	
な警報システムが具備されていなければ			
ならない。			
5 医療機器は、通常の使用環境において、	不適用	電磁的妨害を発生する	
当該医療機器又は他の製品の作動を損な		機器ではない。	
う恐れのある電磁的干渉の発生リスクを			
合理的、かつ適切に低減するよう設計及			
び製造されていなければならない。			
6 医療機器は、意図された方法で操作でき	不適用	電磁的妨害を受ける機器	
るために、電磁的妨害に対する十分な内		ではない。	
在的耐性を維持するように設計及び製造			
されていなければならない。			

7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:1999「医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項」 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 JIS T 0601-2-18:2005「医用電気機器 第2-18部:内視鏡機器の安全性に関する個別要求事項」 20 耐電圧
(機械的危険性に対する配慮)	J		
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性 及び可動部分に関連する機械的危険性か ら、患者及び使用者を防護するよう設計 及び製造されていなければならない。	適用	認知された基準の該当す る項目に適合することを 示す。	血管内視鏡技術基準 4.1 表面及びエッジ
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。		振動を発生する機器で はない。	
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。		音を発生する機器ではない。	
4 使用者が操作しなければならない電気、 ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネル ギー源に接続する端末及び接続部は、可 能性のあるすべての危険性が最小限に抑 えられるよう、設計及び製造されていな ければならない。	適用	認知された規格の該当する項目に適合することを 示す。	JIS T 0601-1:1999「医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項」 56.3 接続:一般
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。		認知された規格の該当す る項目に適合することを 示す。	JIST 0601-2-18:2005「医 用電気機器 第2-18部: 内視鏡機器の安全性に関 する個別要求事項」 42 過度の温度

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮	į)		
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されていなければならない。		エネルギー又は物質を患 者に供給する機器ではない。	
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不 適正なエネルギー又は物質の供給を防止 又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な 限り防止する適切な手段が講じられていなければならない。		エネルギー又は物質を患 者に供給する機器ではない。	
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていなければならない。 操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。	不適用	エネルギー又は物質を患者に供給する機器ではない。	
(自己検査医療機器等に対する配慮)			
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査機器又は自己投 薬機器ではない。	
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の 取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う 場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤 使用の危険性を可能な限り低減するように設 計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査機器又は自己投 薬機器ではない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能 な場合、製造販売業者等が意図したように機 能することを、使用に当たって使用者が検証 できる手順を含めておかなければならない。	不適用	自己検査機器又は自己投 薬機器ではない。	
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)	1		
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を 考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な 使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図し た性能を確認するために必要な情報が提供さ れなければならない。この情報は、容易に理 解できるものでなければならない。		認知された基準の該当す る項目に適合することを 示す。	•
		認知された規格に従って リスク管理が計画・実施 されていることを示す。	

(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うため に収集されるすべてのデータは、薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) その 他関係法令の定めるところに従って収集 されなければならない。	適用	認知された基準に従って データが収集されたこと を示す。	医療機器の製造販売承認 申請について 第2の1(薬 食発第0216002 号 平成17 年2月16日)
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施 の基準に関する省令(平成十七年厚生労 働省令第三十六号)に従って実行されな ければならない。	不適用	臨床試験を必要とする機 器ではない。	